

京都市教育委員会

京都市「学校問題解決支援チーム」「自律促進教育チーム」について

1 両「チーム」発足の背景

○「開かれた学校づくり」「組織的指導の展開」の推進

本市においては、保護者・地域の参画と教職員の熱意で「開かれた学校づくり」を推進し、学校、家庭、地域が「情報と課題意識」を共有し、「行動の共有」、さらには「成果、評価の共有」にまで高める取組を進め、着実に成果を上げてきた。

また、「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を各学校で組織的に展開し、教職員、保護者や地域の熱意で「開かれた学校づくり」を推進する中で、「学校の荒れ」を克服。

○「保護者からの一方的な批判や道理に基づかない要求」「児童生徒の問題行動」が与える影響

全体的には、学校、家庭、地域それぞれの当事者意識が高まっている中、残念ながら、一部ではあるが、子どもの実態や学校の教育実践が理解されずに、保護者から一方的な批判や道理に基づかない要求等が行われ、学校と家庭の関係が修復困難な状況に陥り、教育活動の停滞や教職員の精神的な疲弊などを招くケースが見受けられる。このことにより、当該保護者の子どもの教育権も保障されない事態を招くこともある。

また、少数ではあるが、児童生徒が暴力等の問題行動を繰り返すことにより、学校全体の教育活動を妨げ、引いては当該児童生徒自身の学びと育ちをも害するケースが見受けられる。

2 学校、保護者への直接指導・支援を行う「学校問題解決支援チーム」の設置

○組織的な対応の必要性

保護者の学校への要望の多くは、子どもを思う気持ちから発せられたものであることから、その批判や要求について、問題の本質や背景も把握し、的確かつ組織的に対応することが必要。

○排除するのではなく、学校と保護者の関係改善をめざす

上記の背景をふまえ、学校や保護者への直接指導・支援に当たるなど、問題解決を目指すとともに、関係機関との十分な連携を図り、排除するのではなく学校と保護者との関係を改善し、子どもたちの学びと育ちを保障する実践を進めるため、平成 19 年 8 月、外部の専門家も含めた「学校問題解決支援チーム」を教育委員会に設置。

○一人一人の子どもを徹底的に大切にする教育活動のより一層の充実を図る

本市では、かつての「学校の荒れ」を教職員、保護者や地域の熱意で克服し、優れた教育実践を多くの現場で展開している。こうした教訓に学び、「地域の子どもは地域で育てる」という伝統のもとで多くの市民の参画を得て教育改革を進める中、PTAや「おやじの会」など行動するネットワークを活かして学校、家庭、地域の連携を深め、一人一人の子どもを徹底的に大切にする教育活動のより一層の充実を目指している。

3 問題行動を繰り返す児童生徒への直接指導などを行う「自律促進教育チーム」の設置

○各学校での指導を基本にその取組に重ねた学校支援を展開

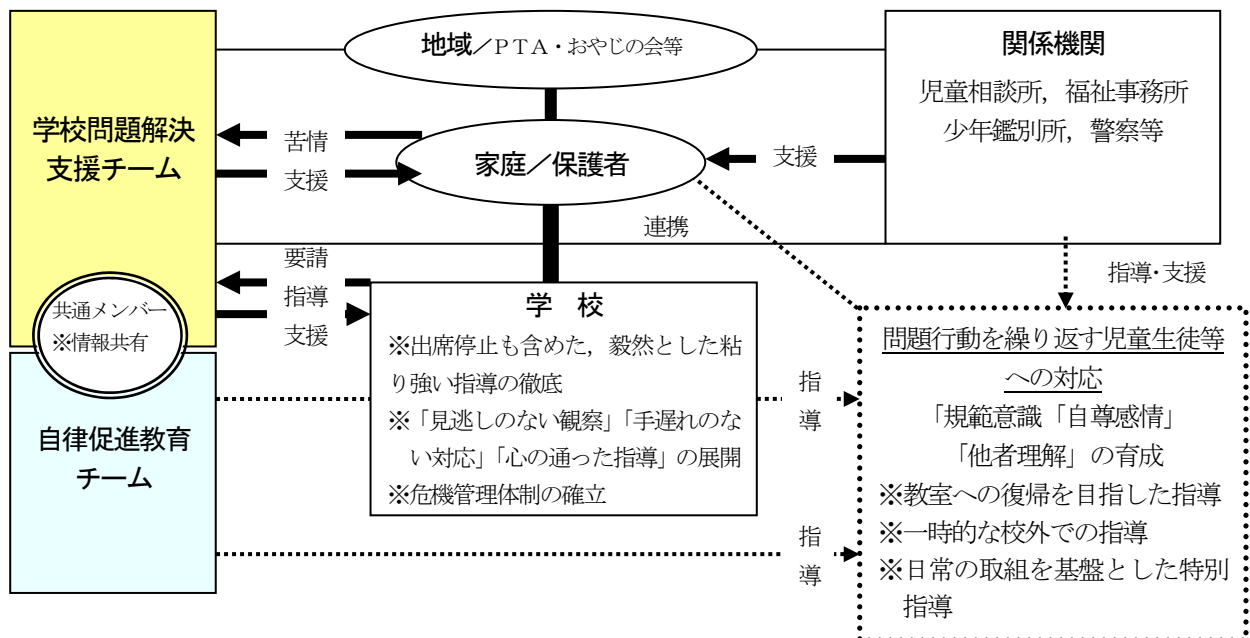
「社会で許されないことは学校でも許されない」ことを基本に、各学校でのき然とした粘り強い組織的な指導を徹底し、その取組に重ね、当該児童生徒への直接的な指導やその保護者への働きかけも含めた総合的な学校支援を展開するため、平成 19 年 11 月、「京都市自律促進教育チーム」を設置した。

○「京都市学校問題解決支援チーム」の支援と連動

当該児童生徒の保護者に対しては、「京都市学校問題解決支援チーム」の支援と連動して効果的な活動を展開するとともに、平素から、学校との連携を密にし、問題行動等の兆候などを把握し未然防止に協力する。さらには、日頃から学校との連携を密にし、問題行動の兆候などを的確に把握し、早期解決や未然防止に協力するなど、安心・安全かつ静いつな学校環境のもとでの教育活動の充実を図る。

4 両「チーム」の活動内容

	学校問題解決支援チーム	自律促進教育チーム
状況把握等	○学校、保護者、児童生徒等の状況把握 ○専門性を活かした対応策の検討	○学校・問題行動状況に係る情報収集 ○問題行動の早期解決・未然防止に向けた取組
具体的活動	○学校、保護者への具体的な指導・支援及び学校と家庭との関係修復に向けた働きかけ ・問題行動を繰り返す児童生徒への指導を巡る保護者からの一方的な批判や要求などへの対応 ○学校の指導を巡る保護者等からの要望や批判への対応、学校・家庭・地域の機能強化と連携充実にに向けた、PTA等と協働した支援の展開、事例検証から得た教訓の学校・保護者等へのフィードバック ※「自律促進教育チーム」との連動	○問題行動を繰り返す児童生徒への特別指導等（※下記参照） ○問題行動を繰り返す児童生徒の保護者への支援 ○関係機関との連携及び協力体制の構築 ○問題行動を繰り返す児童生徒の学校復帰に向けた体制の構築 など ※特別指導＝学校内の別室での指導や出席停止措置にかかる一時的な学校外での指導などで、具体的には以下のような事項などが挙げられる。 ・説諭・注意・作文指導等による反省の促し ・学習指導、自然体験活動、社会奉仕活動 ※「学校問題解決支援チーム」との連動



5 構成メンバー ☆印＝重複メンバー ◎＝統括

学校問題解決支援チーム 13人		自律促進教育チーム 13人	
☆医師（少年鑑別所法務技官，精神科医） ☆弁護士（元弁護士会副会長） ・臨床心理学者（元家裁調査官，前府臨床心理士会会長，大学教授） ・市民代表（元市PTA連絡協議会会長） ・市民代表（ボーイスカウト京都連盟理事長）	5人	7人	☆医師（少年鑑別所法務技官，精神科医） ☆弁護士（元弁護士会副会長） ・京都府警少年サポートセンター所長補佐 ・京都府警スクールサポーター ・児童相談所長 ・LD等発達障害担当（教育委員会指導主事） ・臨床心理士 ※ほか，社会・自然体験活動等の人材に協力依頼。
・スクールカウンセラー ☆警察官OB ◎教育相談総合センター（生徒指導課長） ・教育委員会首席指導主事等5人（内☆2人）	8人	6人	☆警察官OB ☆教育委員会首席指導主事2人（内1人◎） ・教育支援センター館長 ・校長OB 2人

6 取組状況（平成19年8月発足～平成20年6月末）

- ・学校問題解決支援チーム＝全委員が一同に会する月1回の定例会議（専門分野に基づき具体的な方策を検討）、学校訪問、個別相談を軸に活動を展開。定例会議報告事案数 14件（平成20年6月末）
- ・自律促進教育チーム＝常任委員や一部専門委員を中心に、中学校数校への巡回（入り込み）指導を実施。

【特徴的事例】

○ CASE 1 （学校問題解決支援チーム）

〔状況〕

- ・4年生時（17年度）から、両親が学校の教育方針や娘への対応について苦情を繰り返す。5年生時（18年度）からは「改善されなければ登校させない」として不登校。娘も同様に担任や学校を攻撃。
- ・親からの攻撃により、18年度の担任は耐え切れずに病休に入り、その後の講師も数ヶ月で倒れる。
- ・19年度の担任の対応にも苦情。些細なことを理由に不登校。家庭訪問や学校側の提案もすべて拒否。

〔学校問題解決支援チームの対応〕

- ・定例会議で状況報告を受け、その後、専門委員も含め本チームとして学校訪問。学校長等から事情聴取。
- ・さらに専門委員1名、常任委員2名で両親・児童本人と面談。これを受けて、児童への登校の働きかけを継続し、両親には、学校外で話を聞く機会を設定。
- ・両親からの希望を受け、検討の結果、児童は区域外の中学校に通学を開始。現在のところ順調に登校。

○ CASE 2 （学校問題解決支援チーム）

〔状況〕

- ・中学2年生時（18年度）に、保護者が「教員の指導で怪我を負った」として被害届を提出（実際は、廊下を走っていて、教員の制止にもかかわらずガラスに突っ込んだもの）。
- ・学校に対して「今後どのように保障するのか」「心のケアはどうするのか」など頻繁・長時間の訴えを繰り返す。傷害事件については不起訴。当該生徒は長期欠席状態が続く。

〔学校問題解決支援チームの対応〕

- ・定例会議で状況確認し、早速、専門委員も含め本チームとして学校訪問し学校長等から事情聴取。
- ・チームからの助言を受け、学校から保護者へのアプローチを続けるが応答がない状況。
- ・19年末から、当該生徒が夜間に通学し補習を受けるようになる。しかし、保護者とは話が進まない状況。
- ・校長から保護者に三者懇談後の面談の働きかけを行ったが拒否。チームから学校へは、保護者に引きずられることなく、生徒の進路保障を図っていくよう助言。→通信制高校へ進学。母親とは連絡がとれない状況。

○ CASE 3 （自律促進教育チーム）

〔状況〕

- ・中学3年生及び2年生のグループが茶髪、喫煙、教師反抗、エスケープ、爆竹を使った授業妨害、器物損壊等の問題行動を頻発。さらに、他校間の喧嘩を取り仕切るなど、広範囲にわたる悪質な暴力行為を主導。
- ・3年生1名を「虞犯」により逮捕。少年鑑別所へ送致される。

〔自律促進教育チームの対応〕

- ・生徒指導課の担当指導主事のほか、自律促進教育チームの常任委員が常時学校へ入り込み、情報収集、学校への指導助言を継続。
- ・チームの構成員でもあるスクールサポーター（府警）が週3、4回学校に入り込み、警察等との連携を強化。
- ・「生徒指導を一層徹底するとともに、虞犯により逮捕された生徒及びその保護者との十分なコミュニケーションを図るよう」との助言を専門委員から学校へ行う。
- ・少年鑑別所の精神科医である専門委員から、同生徒が学校へ戻る際の受入態勢について助言。

7 課題

- （1）保護者が精神的に不安定な状態に陥り、事態がますます悪化するケースも多く見られる。家庭全体をフォローするシステムが必要である。
- （2）強制力を伴った権限がないことから、当該児童生徒・保護者に対して直接的な指導が困難である。
- （3）困難なケースほど、教育・福祉をはじめ、法務・矯正部門も含めた取組となっているが、全体のビジョンを立てて効果的な取組を展開することは容易ではない状況である。

「放課後まなび教室」の推進

概要

- 国の「放課後子どもプラン」のうち、文部科学省所管の「放課後子ども教室推進事業」の
本市版として「放課後まなび教室」を平成19年度から実施。

平成19年度	50小学校区	<約28%>
平成20年度	115小学校区（新規65校）	<約64%>

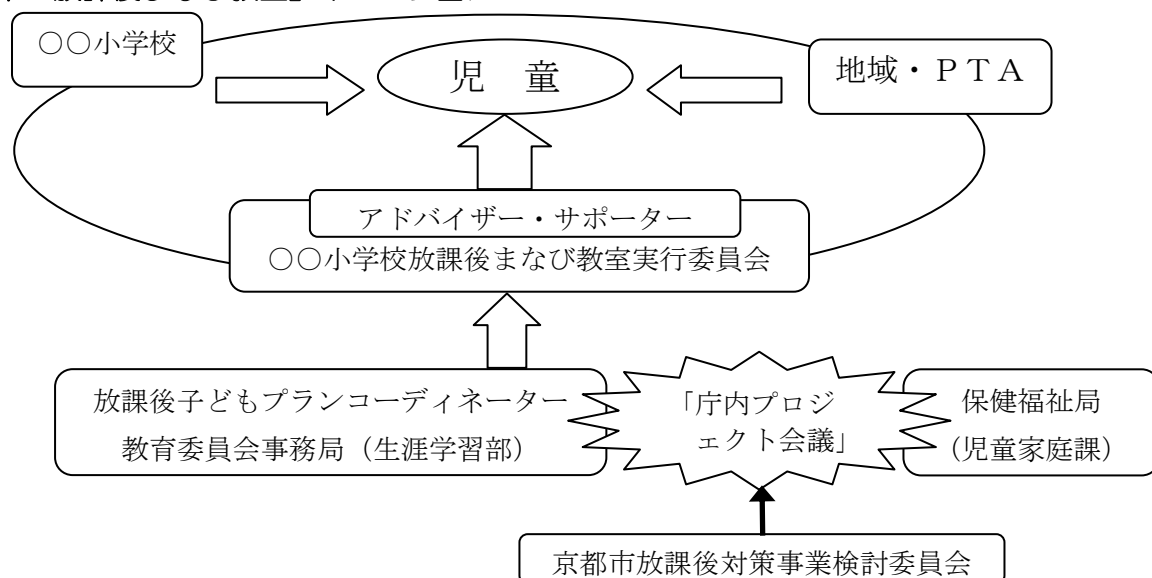
※ 京都市立小学校数（休校を除く）179校

1 趣旨

放課後の子どもたちに、『自主的な学びの場』と『安心・安全な居場所』を充実

「放課後まなび教室」は、①学校施設を活用し、②保護者・地域の方々・学校運営協議会・学生ボランティア等の参画を得ながら、③放課後の子どもたちに、④学習の習慣づけを図る『自主的な学びの場』と『安心・安全な居場所』を充実する事業。

<京都市「放課後まなび教室」イメージ図>



<参考>従来からの取組（放課後の小学校児童対策）

学校	①小学校部活動（参加児童 約2万人） スポーツ・文化活動など、主に4～6年生対象 ②校庭開放（自主的な活動の場として） 全校下校時（午後4時30分）まで実施、1～6年生対象
児童館・ 学童保育所	①児童館（0～18歳までの自由来館） ②学童クラブ（1～3年生の昼間留守家庭児童が対象） 児童の健全育成、子育て支援が目的

2 取組内容

京都市「放課後まなび教室」 < 読書・自主学習 4年生～6年生（登録制） >

（_____下線部分は、京都市独自。）

- ①趣 旨：放課後の子どもたちに、学習の習慣付けを図る「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」の充実
- ②対 象：小学4年生～6年生のうち、原則として当該小学校に在学する児童（登録制）
- ③費 用：保険料は児童1人当たり年間500円（教材費等は別途実費負担）
- ④日 時：原則として週5日、状況により週3～4日でも可
 授業のある日：授業終了後 午後6時まで（最長）
 長期休業中：午後2時から午後6時まで（最長）※午前も可
- ⑤閉 所 日：土曜・日曜・祝日・学校閉鎖日・年末年始
- ⑥活動場所：図書室・余裕教室・特別教室等
- ⑦活動内容：○余裕教室や図書室等での読書・自主学習（宿題や予習・復習等）
 ○特別教室等での文化的な行事（長期休業中等の単発事業）
- ⑧運 営：各学区単位で、地域団体・PTA等が参画する「実行委員会」に委託し、元教員、地域住民、学生等の参画を得て運営
- ⑨要 員：○コーディネーター（11名、退職校長）：事業の調整
 ○学習アドバイザー（1名、元教員、地域等）：学習活動の支援、安全管理
 ○学習サポーター（2～数名、地域、PTA、学生等）：アドバイザーの補佐

3 京都市放課後対策事業検討委員会

放課後の児童の安全で健やかな活動場所を確保し、総合的な放課後対策として実施する施策の在り方について検討するため、平成19年度に設置した委員会。学識経験者、学校、PTA、児童館・学童クラブ関係者、行政で組織している。

<平成20年度委員>

（行政関係委員以外は50音順／敬称略）

	氏名	団体名・役職
委 員	大畑眞知子	京都市立藤城小学校長
委 員	日下部 潔	京都市小学校PTA連絡協議会庶務
委員長	小寺 正一	兵庫教育大学特任教授
委 員	辻 敏夫	社団法人京都市児童館学童連盟施設長会副会長
委 員	寺内 里香	京都市小学校PTA連絡協議会庶務
委 員	中川 一良	社団法人京都市児童館学童連盟常務理事
副委員長	中森 美幸	京都市小学校長会副会長
副委員長	山手 重信	社団法人京都市児童館学童連盟会長
委 員	山本 耕治	京都市保健福祉局子育て支援部長
委 員	藤田 裕之	京都市教育委員会事務局生涯学習部長